

介護保険利用者負担金助成制度、*Check* 負担限度額認定の申請（更新）を忘れずに

★介護保険課 ☎ 25-1719

下記の制度は、申請月分から対象となります。制度を利用したい方は、事前に受給資格の認定を受けてください。なお、現在利用している方の有効期限は**7月末**となっています。継続して利用する場合は、再度申請をお願いします。

①介護保険利用者負担金助成制度

居宅サービスを利用した場合に、利用者負担金の一部を助成する制度

●対象・助成額

介護認定等を受けていて、4月1日時点で次のいずれかの要件を満たす方（生活保護受給者を除く）

- ・令和4年度の市民税が世帯全員非課税で高齢福祉年金を受給している方…利用者負担金の2分の1
- ・令和4年度の市民税が世帯全員非課税の方…利用者負担金の4分の1

●用意するもの 対象者名義の預貯金通帳

●対象外

- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）サービス
- ・特定施設入居生活介護（有料老人ホーム等）サービス
- ・別の減額制度等により、利用者負担金が減額になっている場合

②介護保険負担限度額認定

介護保険で施設サービスや短期入所（ショートステイ）を利用した場合に、居住費や食費の負担が軽減される制度

●対象

令和4年度の市民税が世帯全員（世帯分離している配偶者 ※事実婚を含む）非課税で、預貯金等の資産が基準内の方

●用意するもの

- ・令和3年度の介護保険負担限度額認定証
- ・本人及び配偶者が持つすべての預貯金通帳の写し（申請日にできるだけ近い時点のもの）
- ・価格評価が容易なもの（有価証券、投資信託等）については資産評価を確認できる書類（入手が容易なものに限る）

※継続入所中の方についての更新手続きには、預貯金通帳の写し等の書類の添付は不要です。

《申請（更新方法）について》

申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類と併せて郵送または直接下記へ

申請先 介護保険課（市役所1階）、支所市民福祉課（アスパアこだま1階）

※詳しくは、申請先及び市HPで配付の申請書をご覧ください。

受付期間 6月20日(月)～8月31日(水)（必着）

申請書様式



- ①介護保険利用者負担金助成制度
- ②介護保険負担限度額認定

令和4年度介護保険料の決定通知書を送付します

65歳以上の方を対象に、介護保険料の決定通知書を7月中旬にお送りします。

年金が年額18万円以上の方は年金からの天引きとなります。天引き以外の方は、納付書や口座振替で納付してください。

納付書払いの方で、口座振替による納付を希望される方は、取扱金融機関で申し込んでください。

★介護保険課 ☎ 25-1719



6月1日～7日は水道週間です

第64回水道週間スローガン

「大切な水と一緒に暮らす日々」

市では、将来にわたり安全で安心な水道水の安定供給を図っていくため、「本庄市水道事業ビジョン」を策定し、浄配水施設及び管路の更新や耐震化など、ビジョンに掲げられたさまざまな取組を実施しています。

また、水道法では水質基準が定められており、この水質基準を満たした水道水を供給しているかを確認するため、水質検査計画を策定し、定期的に水質検査を実施しています。

なお、本庄市水道事業ビジョン、水質検査計画及び水質検査結果は、市HPに掲載していますので、ぜひご覧ください。

★水道課 ☎ 22-2151

水道事業の経営のしくみ

本庄市水道事業は、市が経営する地方公営企業です。安全で安心な水道水を家庭まで送るために必要な水道施設の整備や更新などの事業を実施しており、事業費は水道利用者の皆さんの水道料金で賄う独立採算制で経営されています。

また、経営の効率化とサービス向上のため、水道の開始・休止などの窓口受付、検針や料金の収納などの業務を民間会社に委託しています。

【委託会社】

(株)日本ウォーターテックス

水道料金の支払いは便利な口座振替をご利用ください

口座振替の申込は、口座振替取扱金融機関窓口、水道課、水道窓口（アスパアこだま1階）でお願いします。

申込の際は、通帳・届印・お客様番号の控え（検針票・領収書など）をお持ちください。窓口に来られない場合は、水道課へご連絡ください。申込はがきを郵送します。

【口座振替取扱金融機関】

埼玉りそな銀行、りそな銀行、群馬銀行、足利銀行、武蔵野銀行、東和銀行、みずほ銀行、しのめ信用金庫、埼玉縣信用金庫、埼玉信用組合、中央労働金庫、埼玉ひびきの農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局）、アイオ一信用金庫、佐波伊勢崎農業協同組合

貯水槽水道の管理について

貯水槽水道とは

ビルやマンション等の建物で、水道事業者から供給される水を受水槽にいったん貯めてから水道利用者へ供給する給水施設を貯水槽水道（受水槽・高置水槽等）といいます。

貯水槽水道を設置している場合、設置者が衛生管理をすることになっています。管理を怠ると、汚泥、赤さび等の堆積物が貯水槽水道の底に溜まる、雨水や虫が水槽内に入ってしまうなど、さまざまな問題が発生するおそれがあります。設置者の皆さんは、水質異常や衛生上の問題が生じないように、管理に努めてください。

安全・安心な水を利用者の皆さんへお届けするため、日頃から適切な管理をお願いします。

貯水槽管理のポイント

《清掃と水質検査》

- ・清掃は毎年1回以上、必ず実施してください。
- ・清掃は専門的な知識・技能を有する者に行わせることが望ましいとされています。
- ・清掃終了後は、蛇口から採取した水の臭い・味・色・濁りを確認してください。

《点検》

- ・貯水槽の周辺は常に清潔にしてください。
- ・台風や大雨、地震などの後には、破損している箇所がないか点検してください。
- ・水槽内に堆積物や浮遊物はないか、防虫網は設置されているか、マンホールのふたは施錠されているかを確認してください。